

岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業 企画選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会が行う岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業を委託するに当たり、公平かつ事業効果を高めることができる受託事業者を選定するため、岐阜・下呂・郡上プロモーション動画制作事業企画選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について諮る。

- （1） 企画提案内容及び評価基準の設定に関すること。
- （2） 企画競争による受託者の選定に関すること。
- （3） その他必要と認められる事項。

（組織）

第3条 委員会の組織は、別表とする。

- 2 委員会の委員長は、郡上市観光課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。

（会議）

第4条 委員会は委員長が招集し、構成の半数以上が参加しなければ開催することが出来ない。ただし、委員長が認めた場合は書面・メールにて委員会を開催することが出来る。

なお、委員の都合により委員会等に出席ができない場合は、当該委員の所属部署において、委員長が適当と認めた者をその代務として出席できるものとする。

- 2 選定委員会の議事は、参加委員の合議により決するものとする。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、郡上市商工観光部観光課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別途定める。

別表

委 員 長	備 考
郡上市 商工観光部 観光課 課長	
委 員	
岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 課長	
下呂市 観光商工部 観光課 課長	